

▲ 050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約の廃止

(令和2年12月16日A P S 1サ第00724240号)

実施 令和3年1月31日

050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約は廃止します。

附 則

(実施期日)

1. この規約は令和3年1月31日から実施します。

(経過措置)

2. この規約実施前に、当社の050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約（以下、「旧規約」といいます。）により締結している契約を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和3年3月31日を期限として、その契約に係わる取扱いについては、なお従前のおりとします。

3. この規約実施前に、旧規約によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。